

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がと日、  
の翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 字の区域の変更(市町村振興課)
- 生活保護法による医療機関の指定(社会課)
- 生活保護法による医療機関の変更(〃)
- 生活保護法による診療所等の廃止(〃)
- 保険薬剤師の登録(保険課)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(農村整備課)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 基本測量の終了(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

### ◇ 公安告示

## 告 示

### 鳥取県告示第四十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による板井原地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年八月二日現在の地番による。)
板井原字大井呑 尻	板井原字大井呑尻のうち五二一の三以外の区域
板井原字大平尻	板井原字大井呑尻五二一の三 板井原字大平尻の全域
板井原字山奥	板井原字山奥のうち七四四の五の一部、七四六の五の一部、 七四六の二の一部、七四七の二の一部及びこれらと一体を なす国有地の一部以外の区域
板井原字石塔	板井原字石塔七四八の五の一部、七四九の一部、七五〇の 一の一部
板井原字石塔	板井原字山奥七四四の五の一部、七四六の五の一部、七四 六の二の一部、七四七の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地の一部

板井原字大西	板井原字石塔のうち七四八の五の一部、七四九の一部、七五〇の二の一部以外の区域
板井原字大西の全域 板井原字草里一一四一、一一四二、一一四三の一、一一四三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三八の一と一体をなす国有地の一部 板井原字下大西一一四四、一一四四の一、一一四九の二、一一四九の三、一一五〇の二、一一五〇の三、一一五一の二及びこれらと一体をなす国有地	
板井原字草里	板井原字草里のうち一一四一、一一四二、一一四三の一、一一四三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
板井原字下大西	板井原字下大西のうち一一四四、一一四四の一、一一四九の二、一一四九の三、一一五〇の二、一一五〇の三、一一五一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
板井原字反田	板井原字反田の全域 板井原字向河原一一〇二と一体をなす国有地の一部
板井原字向河原	板井原字向河原のうち一一〇二と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五	平成五年十一月二十二日
入江歯科医院	八頭郡八東町大字安井宿一一〇二	平成五年十二月二十八日
あかさき薬局	東伯郡赤碕町大字赤碕一九八四一八	平成五年十一月八日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	平成五年十一月二十二日
有限会社素問元 気堂薬局	米子市東福原五五六一一	平成五年十二月二十八日
薬局いわがき	米子市東倉吉町七九	平成六年一月一日

鳥取県告示第五十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出

があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
田辺内科胃腸科 医院	米子市道笑町四丁目九五	平成五年十一月一日
松岡医院	鳥取市行徳一丁目一〇二	平成五年十一月四日
やまね内科クリ ニック	鳥取市行徳一丁目三二七	"
田中整形外科医 院	鳥取市行徳一丁目三三二	"

鳥取県告示第五十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称

所 在 地

廃 止 年 月 日

遠藤医院	八頭郡智頭町大字郷原一五一 一三	平成五年十月十九日
那岐診療所	八頭郡智頭町大字大背一三三 一	"
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五	平成三年九月三十日
鳥取県薬学総合 センター倉吉薬 局	倉吉市昭和町二丁目三〇一二	平成三年三月三十一日
元気堂薬局	米子市東福原五五六一一	平成五年十一月三十日
薬局桔梗堂	米子市東倉吉町七九	平成五年十二月三十一日

鳥取県告示第五十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
梅地 明子	鳥葉第八六六号	平成六年一月七日

鳥取県告示第五十三号

智頭町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業坂原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成六年一月二十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
智頭町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十四号

三朝町が行う土地改良事業に係る今泉地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
  - 二 縦覧に供する期間  
平成六年一月二十六日から二十日間
  - 三 縦覧に供する場所  
三朝町役場
  - 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五十五号
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事

業に係る板井原地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四條第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同條第三項の規定により告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）

二 作業地域 東伯郡三朝町

三 終了年月日 平成五年十一月二十一日

鳥取県告示第五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年二月四日 鳥取県指令受都計第二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字東榎田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市古海一〇三〇

大洋工業有限公司

代表取締役 伊藤良太郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十條第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九條第一項の規定により告示する。

平成六年一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	フルーツツツーン2	株式会社ニューギン
"	ロイヤルキング2	"
"	ハイパーエース	株式会社高尾
"	CRハイパー1	"

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】